

臨床実績報告書 症例カウント方法について

【共通】

1 症例につき、担当医 2 名・指導医 2 名の計 4 名まで症例カウントが可能です。
集中治療等、複数人のチームで治療をされる場合もカウント方法は変わりません。

専門医新規申請時の研修プログラムで必要となる経験症例数は別に基準があります。
(経験症例は 1 症例につき担当医 1 名、小児と心臓は 1 症例につき 2 名まで)

※JSAPIMS(麻酔台帳)は 2019 年度のアップデートで上記カウント方法に変更しています。

【麻酔症例】

- ・ 1 患者 1 症例でカウントする。
- ・ 同時に 2 症例はカウント不可。(違う症例を一度の手術で行う場合は 1 カウント)
ただし同一患者の同症例であっても手術日が違う場合はカウント可能です。
- ・ 臨床実績報告書の「分類」と「手術部位分類」は合計数が同数となる。
分類合計数=手術部位分類合計数

【ペイン症例】

- ・ 1 患者に対して主たる症例をカウントする。
年度内の患者数=分類合計
同一患者が別の症例で来院しても同一年度では主な症例のみをカウントする。
ただし、治療法については 1 患者に対して複数カウントが可能です。
※治療法のカウントは治療回数ではございません。例えば 1 患者が薬物療法で通院されましても薬物療法でのカウントは 1 となります。硬膜外ブロックと薬物療法で治療されましたらそれぞれ 1 つカウントいただけます。
- ・ 臨床実績報告書の「分類」と「治療法」は合計数が同数にならないことがある。
分類合計数<治療法合計数 となるが症例がある以上、治療法は 0 とならない。

注意) 別の日に別症例であっても同一患者の場合はカウント不可です。

【集中治療症例】

- ・ 1 患者に対して主たる症例をカウントする。
年度内の患者数＝術後合計数＋内科的管理合計数＋特殊な治療法合計数
- ・ 臨床実績報告書の「術後」「内科的管理」「特殊な治療法」をそれぞれカウントする。
1 患者に対して術後や内科的管理と特殊な治療法を行ってもいずれかでカウントする。

※複数人のチームで治療をされる場合もカウント方法は 1 症例につき、担当医 2 名・指導医 2 名の計 4 名までです。

【救急症例】

- ・ 1 患者に対して主たる症例をカウントする。
年度内の急患数＝分類合計
 - ・ 治療法に当てはまるものがない場合は治療法にカウントしない。
- そのため、「分類」と「治療法」は合計数が同数にならないことがある。
分類≠治療法 となる。

以上